# あさひかわ男女共同参画基本計画

一 中間見直し版(案) -(平成28年度~32年度)



「あさひかわ男女共同参画シンボルマーク」

平成28年(2016年) 月 旭 川 市

# 目 次

# はじめに

第1章 計画の中間	見直しに	当たって・・・・・		• • • • • • • • • • •	• • • • • • •	· · · · 1
1 計画中間見直	しの趣旨				• • • • • • •	···· 1
2 計画の位置付	·け				• • • • • • •	···· 2
3 計画の基本理	念	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				···· 2
4 計画の期間・		• • • • • • • • • • • • • •				···· 2
5 計画の体系・						···· 3
6 数値目標・・・		• • • • • • • • • • • • •				···· 5
第2章 施策の展開						6
目標1 男女共同	参画の意	識づくりと人権	の尊重 ・・・・・		• • • • • • •	···· 6
【基本的方向】	1 男女	共同参画の啓発			• • • • • • •	··· 7
	2 男女	平等の視点に立	った教育・学	習の推進・・		···· 9
		の人権尊重と平				
目標2 あらゆる	分野におり	ナる男女共同参	き画の促進・・・・			·· 1 3
【基本的方向】	1 政策	• 方針決定過程	一への女性の参	画の拡大・・	• • • • • • •	·· 1 4
	2 男女(	の家庭生活と他	」の活動との両	立支援 ・・・・		·· 1 6
		等の場における				
	4 家庭-	や地域における	男女共同参画	の促進 ・・・・		·· 2 1
目標3 生涯を通	じた男女の	の健康支援・・・			• • • • • • •	·· 2 3
【基本的方向】	1 男女(	の健康の保持・	増進		• • • • • • •	· · 2 4
	2 女性(	の健康づくりの	)推進 ••••••		• • • • • • •	·· 2 6
第3章 計画の推進	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • •			• • • • • • •	· · 2 7
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				
2 旭川市男女共	同参画審	義会 ••••••		• • • • • • • • • • •	• • • • • •	· · 2 7
3 推進体制の充	実	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • •	• • • • • • •	· · 2 7
		との連携 ·····				
5 国際社会に対	応した取締	狙の推進・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • •	• • • • • • •	· · 2 7
【資料編】						
男女共同参画のあ	ゆみ・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • •	· · 2 9
中間見直しの経過	-					
旭川市男女平等を						
北海道男女平等参	:画推進条例	列•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • •	·· 4 0
男女共同参画社会						
女性の職業生活に	おける活品	曜の推進に関す	~る法律・・・・・・	• • • • • • • • • • •	• • • • • • •	· · 5 0
女子に対するあら	ゆる形態の	の差別の撤廃に	関する条約・・			· · 5 5

### 第1章 計画の中間見直しに当たって

#### 1 計画中間見直しの趣旨

国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女が互いにその人権を 尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮すること ができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、男女 共同参画基本計画の策定を、都道府県には義務付け、市町村には努力義務としました。

本市では、国連、国、北海道などの男女共同参画推進の動向を踏まえ、平成8年度に「男女共同参画を目指す旭川女性プラン」(平成8~17年度)を策定し、その後、平成15年3月に「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」(以下、「条例」という。)を制定、平成18年3月には「あさひかわ男女共同参画基本計画2006」(平成18~22年度)を策定してきました。そして、本市のさらなる男女共同参画社会の実現に向け、平成22年10月に現行計画となる「あさひかわ男女共同参画基本計画」(以下、「計画」という。)を策定し、各種施策を推進してきました。

本市においては、市と男女共同参画を進める関係団体、市民との連携による各種啓発事業や、子育て支援のための環境整備などで、一定の前進が図られてきました。しかしその一方で、家庭、職場、地域においては依然として従来の固定的な性別役割分担の意識が強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画、子育てや介護への男性の参画が十分ではない状況があります。

また、配偶者等からの暴力防止の取組の強化、ワーク・ライフ・バランス¹(仕事と生活の調和)など、男女共同参画社会の実現のために推進しなければならない課題が多く残されています。

平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、 自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に 発揮して職業生活においてより一層活躍することができるよう、国は基本方針を策定し、 地方公共団体及び事業主に行動計画等の策定を義務付け、さらに、推進計画の策定を地 方公共団体において努力義務としました。

こうした状況や、計画策定から5年が経過したことを踏まえ、これらの課題の改善を 図りながら、男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画が一層前進 するよう計画の中間見直しを行うものです。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>ワーク・ライフ・バランス:老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であると定義している。(平成19年7月 男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会)

#### 2 計画の位置付け

- (1)条例第15条に規定する男女共同参画基本計画です。
- (2)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する,市町村の基本計画です。
- (3) 国の男女共同参画基本計画及び北海道男女平等参画基本計画を勘案して策定しています。
- (4) 第8次旭川市総合計画の目標達成のための個別計画です。
- (5)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき,目標 2を市町村推進計画と位置付けています。
- (6)「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」,「旭川市次世代育成支援行動計画」,「旭川市次世代育成支援特定事業主行動計画」など関連する計画との整合性を図りながら策定しています。

#### 3 計画の基本理念(条例第3~9条)

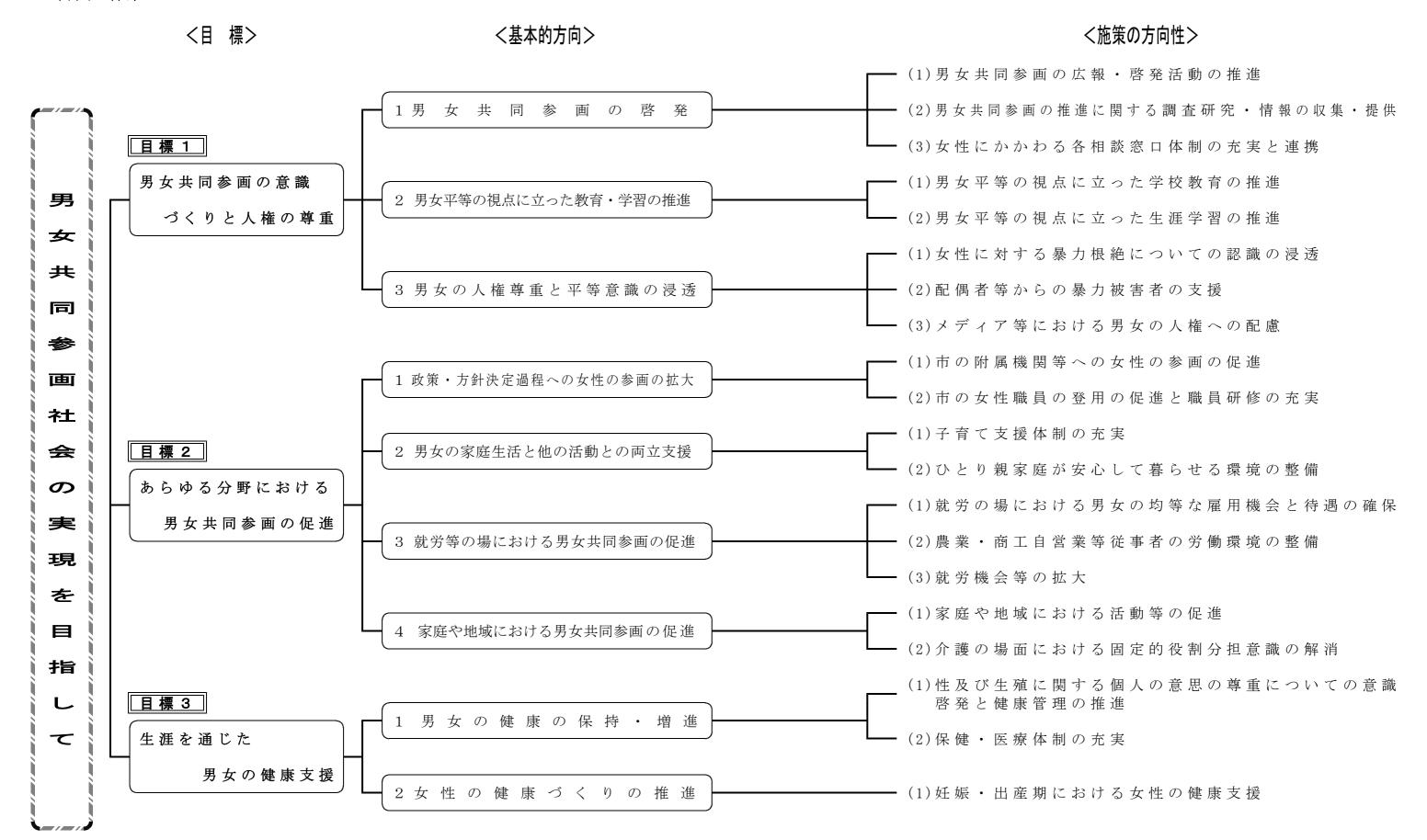
本計画は、条例の以下の七つの基本理念を踏まえています(条文の内容は、本計画資料編を参照)。

- (1) 男女の人権の尊重(第3条)
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立(第6条)
- (5) 教育及び学習における男女共同参画への配慮(第7条)
- (6) 性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮(第8条)
- (7) 国際社会における取組の配慮(第9条)

#### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間とします。平成27年度に中間年の見直しを行い、平成28年度から見直し後の内容で本計画の推進を図ります。

#### 5 計画の体系



# 6 数値目標

No.	項目	計画策定時数値	現状値	最終目標 5年後 (H33.4)	計画の 体系	備考
1	市の附属機関における女性委員の割合	30.9% (平成22年4月1日現在)	33. 1% (平成27年4月1日現在)	50. 0%	2あらゆる分野における男女共同参画の促進-1政策・方針決定過程への女性の参画の拡大-(1)市の附属機関等への女性の参画の促進	
2	市の附属機関における女性委 員割合10%未満の数	7機関 (平成22年4月1日現在)	3機関 (平成27年4月1日現在)	O機関	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-1政策・方針決定過程への女 性の参画の拡大-(1)市の附属機関等 への女性の参画の促進	
3	市の私的諮問機関等における 女性委員の割合	33.3% (平成22年4月1日現在)	21. 1% (平成27年4月1日現在)	50. 0%	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-1政策・方針決定過程への女 性の参画の拡大-(1)市の附属機関等 への女性の参画の促進	
4	市職員の管理職における女性の割合	5. 7% (平成22年4月1日現在)	7. 7% (平成27年4月1日現在)	15. 0%	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-1政策・方針決定過程への女 性の参画の拡大-(2)市の女性職員の 登用の促進と職員研修の充実	行政職(企業職)給料表適 用者のうち, 保育士, 消 防職及び技能労務職を 除いたもの
5	市職員の男性の育児休業取得 率	O% (平成21年度)	2.6% (平成26年度)	13. 0%	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-2男女の家庭生活と他の活動 との両立支援-(1)子育て支援体制の 充実	旭川市特定事業主行 動計画
6	企業の管理職における女性の 割合	9.3% (平成23年度)	11. 9% (平成25年度)	21. 0%	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-3就労等の場における男女共 同参画の促進-(1)就労の場における 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	旭川市労働基本調査 女性活躍推進法推進計 画
7	男女共同参画塾, 出前講座, 研修等受講者数	568人 (平成21年度)	895人 (平成26年度)	1, 000人	1男女共同参画の意識づくりと人権の尊重-1男女共同参画の啓発-(1)男女共同参画の広報・啓発活動の推進	
8	家族経営協定締結農家数 (女性農業者に関わるもの)	41件 (平成22年3月31日現在)	74件 (平成27年3月31日現在)	81件	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-3就労等の場における男女共 同参画の促進-(2)農業・商工自営業等 従事者の労働環境の整備	
9	女性農業者の起業件数	22件 (平成22年3月31日現在)	25件 (平成27年3月31日現在)	32件	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-3就労等の場における男女共 同参画の促進-(2)農業・商工自営業等 従事者の労働環境の整備	
10	旭川市総合体育館スポーツ教室 女性受講者数	497人 (平成21年度)	509人 (平成26年度)	800人	3生涯を通じた男女の健康支援-1男女 の健康の保持・増進-(1)性及び生殖に 関する個人の意思の尊重についての意 識啓発と健康管理の推進	
11	地域子育て支援センター利用者数	30,893人 (平成22年3月31日現在)	68, 360人 (平成27年3月31日現在)	80, 000人 (H31年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-2男女の家庭生活と他の活動 との両立支援-(1)子育て支援体制の 充実	
12	留守家庭児童会定員数	1,865人 (平成22年3月31日現在)	2, 290人 (平成27年3月31日現在)	2, 820人 (H31年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-2男女の家庭生活と他の活動 との両立支援-(1)子育て支援体制の 充実	旭川市子ども・子育て プラン
13	認可保育所等定員数	4, 034人 (平成22年3月31日現在)	4,871人 (平成27年3月31日現在)	5, 989人 (H31年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画の促進-2男女の家庭生活と他の活動との両立支援-(1)子育て支援体制の充実	"
14	延長保育実施数	19か所 (平成22年3月31日現在)	25か所 (平成27年3月31日現在)	27か所 (H29年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-2男女の家庭生活と他の活動 との両立支援-(1)子育て支援体制の 充実	"
15	休日保育の実施数	1か所 (平成22年3月31日現在)	1か所 (平成27年3月31日現在)	2か所 (H29年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-2男女の家庭生活と他の活動 との両立支援-(1)子育て支援体制の 充実	11
16	一時預かりの実施数	8か所 (平成22年3月31日現在)	11か所 (平成27年3月31日現在)	13か所 (H29年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-2男女の家庭生活と他の活動 との両立支援-(1)子育て支援体制の 充実	11
17	病児・病後児保育の実施数	1か所 (平成22年3月31日現在)	2か所 (平成27年3月31日現在)	3か所 (H29年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画 の促進-2男女の家庭生活と他の活動 との両立支援-(1)子育て支援体制の 充実	11

## 第2章 施策の展開

#### 目標1 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

女性も男性もすべての個人が平等で、互いにその人権が尊重され、尊厳を持って生きることができ、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法の施行から15年が経過した現在においても、我が国社会にとって最も重要な課題とされています。

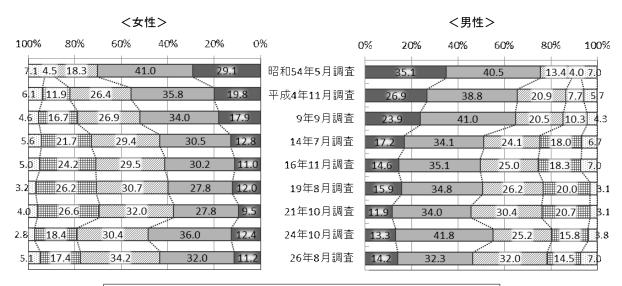
人々の中に長い時間をかけて形成されてきた社会通念や慣習,及び制度などにおける男女の不平等感や,「夫は外で働き,妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担の意識は、徐々に変わりつつあるものの依然として根強いものがあり、引き続き市民の意識の啓発を行っていく必要があります(図1参照)。

また、性別による人権の侵害は、何人も行ってはならない行為であり、特に女性の人権 を侵害する暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントについては、その被害が潜在化しや すく、また、個人的な問題として捉えられる傾向がありますが、決して個人的な問題では なく、社会全体における問題です。

男女共同参画が社会全体で取り組むべき問題であるとともに,男女共に自らの生活に深く関わる問題であるという意識を広く浸透させることが必要です。

#### 図1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化

(資料:內閣府「平成27年版男女共同参画白書」)



■賛成 ■どちらかといえば賛成 図どちらかといえば反対 ■反対 回わからない

(備考) 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(昭和54~平成24年),「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年) より作成。

#### 基本的方向1 男女共同参画の啓発

#### 【現状と課題】

長い歴史の中で培われ、依然として人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中に根強く 残っている男女の役割に対する固定的な考え方は、時代と共に変わりつつあるものの、女 性、男性それぞれが主体的に生きるための多様な選択や、能力を発揮していく上で妨げに なっています。

特に、「男性が働き家計を支えなければならない」という固定的な性別役割分担の意識は、男性の長時間労働や過労死などを引き起こすとともに、女性の働く場を狭め男女の賃金の格差にもつながることや、男性の家事育児や地域活動への参画が進んでいない要因ともなっています。

このため、男女が主体的に生きるために多様な選択をしたり、能力を発揮できるよう、 社会のあらゆる場における制度の整備はもとより、広く社会の慣習・慣行、人々の意識に ついても男女共同参画の視点から検討し、見直していく必要があります。

また、少子・高齢化、経済の成熟化・国際化、情報通信の高度化など我が国の社会経済 情勢の大きな変化の中で、女性と男性が、もっと自由に、互いに尊重し責任についても分 かち合いながら、性別にかかわりなく能力が発揮できる、人に優しい社会の形成が課題と なっています。

したがって、男女共同参画に関する認識を深めたり、その重要性に気づくことは大切であり、男女共同参画を定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

さらに、子育てや仕事と家庭の両立など、男女が協力して取り組まなければならない様々な問題の解決のための施策の充実を図ることが課題となっています。

#### (1) 男女共同参画の広報・啓発活動の推進

講演会や研修会,講座の開催のほか各種パンフレットやインターネットなど多様な媒体を通じて,職場や学校,地域,家庭その他のあらゆる分野における慣行のうち,性別による偏りにつながるおそれのあるものについて,広くその見直しを呼び掛けるほか男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進します。

#### (2) 男女共同参画の推進に関する調査研究・情報の収集・提供

市の施策の企画立案の際の資料とするほか市民や事業者の男女共同参画に関する取組を支援するため、男女共同参画に関する調査研究・情報の収集・提供の充実を図ります。

#### (3) 女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携

女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げとなっている問題は多様であり、きめ細やかで迅速な対応が必要となることから、それらに配慮しながら支援していくために、各相談窓口体制の充実と関係機関や民間団体との連携を図ります。

#### 基本的方向2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

#### 【現状と課題】

学校,地域で行われる教育や学習は,人間形成において一人一人が自立し,共に生きる 社会を目指して,学び,考え,行動する姿勢や心を育む上で重要な役割を果たしています。

学校教育は、青少年の成長や自立した社会人となるために重要な影響を与えます。次代を担う児童生徒に対し、教育全体を通し男女共同参画意識の浸透や相互理解を深めることが必要です。

また, 我が国では, 科学技術・学術分野への女性の参画が諸外国に比べて少ない現状があるため, 多様な分野への興味・関心を広げることが大切です(図2参照)。

地域においても, 男女共同参画社会の形成のためには, あらゆる分野で男女平等の視点 に立った学習機会の充実が必要です。

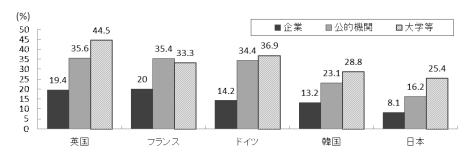
また、高齢者の自立への意欲を社会全体で支援し、就業、趣味、スポーツ、地域活動など多様な形での社会参画が可能となるように取組の充実を図ることが必要です。

このため、生涯にわたるライフステージのそれぞれの場において一人一人が自立し、互いの人権や生き方を尊重し合い、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの考え方や行動を身につけるために、男女平等の視点に立った教育・学習を推進することが必要です。

インターネット等を利用した新たなサービスが次々と生まれ、メディアが多様化する中、 あふれる情報を主体的に選択・活用し、自ら情報を発信できる能力や人間尊重の考え方、 プライバシーや個人情報の保護といったモラルやマナーを身に付けることが必要です。

したがって,女性も男性も各人の個性と能力を発揮し,社会のあらゆる分野に参画する ためには,男女平等の視点に立ち,一人一人多様な個性を認め合う教育の充実が重要です。

図2 各国における研究者に占める女性割合 (機関別) (資料:内閣府「平成27年版男女共同参画白書」)



(備考) 1.総務省「平成26年科学技術研究調査報告」, OECD"Main Science and Technology Indicators"より作成。2.日本の数値は2014(平成26)年3月31日現在の数値。ドイツの「企業」は2011(平成23)年, その他は2012 (24)年時点の数値。

#### (1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

学校教育活動全般を通じて,男女の人権が尊重され,一人一人が自立し個性と能力 を発揮できるよう,学習内容や学習指導の充実を図ります。

性別にとらわれず将来に対して目的意識を持ち,主体的に進路を選択できるよう進 路指導の充実を図ります。

男女がともに家庭生活を築くという観点に立ち、衣食住に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得するための教育の充実を図ります。

メディアを取り巻く現状に対応し、もたらされる情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力(メディア・リテラシー)の育成に継続して努めます。

学校教育に携わる教職員や関係者に対して人権の尊重や男女共同参画社会に関する研修の機会を設け、意識の高揚に努めます。

#### (2) 男女平等の視点に立った生涯学習の推進

男女共同参画に関する講演会や研修会,講座の開催等を通じ,男女共同参画に関する問題を様々な角度から見つめ直し,理解と関心を深めていく必要があります。なお, 託児を行うなど子育て期の男女が参加しやすい環境づくりに努めます。

親等を対象に、男女共同参画の理念に基づいた家庭教育に関する学習機会の充実を 図る必要があります。また、民生児童委員など関連する人たちに対しても男女共同参 画に関する学習機会の充実を図ります。

女性も男性も生きがいをもって豊かな生活を送れるように、高齢期に向けた学習機会の提供、充実を図り、高齢者の経験や知識を生かした積極的な社会参加の機会の拡充に努めます。

女性や男性が学習や活動をする上で必要な生涯学習,文化活動,スポーツ,国際関係などに関する資料・情報を収集し,広く提供します。

男女共同参画に関して自主的に活動する団体・グループ等の育成・支援のために、 様々な学習や活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。

地域社会や団体・グループ等の中核となる女性リーダーの養成に努めます。

#### 基本的方向3 男女の人権尊重と平等意識の浸透

#### 【現状と課題】

男女は平等であり、それぞれが自立した個人としての尊厳を重んじ、対等な関係を築く 意識を浸透させることが、性別に起因する<u>差別や</u>暴力的行為を容認しない社会の形成につ ながるものです。

そのため、国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、平成16年には一部改正を行いました。

また、平成20年1月には、さらに同法の一部改正施行により、基本計画を策定することが市町村の努力義務として規定されました。

これを受けて本市としても、配偶者等からの暴力被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため、平成21年10月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」(以下、「旭川市DV防止基本計画」という。)を、また、その計画期間の満了に伴い、平成26年10月に「第2次旭川市DV防止基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力の根絶を目指しています。

平成27年3月に公表された、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」報告書によると、約5人に1人の男女が「配偶者からの暴力経験あり」と回答していることが報告されており、本市における配偶者等からの暴力相談の件数も、年々増加しています。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されるものではありません。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な状況におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなります。

また、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為なども、性別に起因する 暴力的行為であり、被害者に恐怖と不安を与え、心や体に深い傷を負わせる許し難い行為 であり、犯罪となる行為をも含む深刻な人権侵害です。

これらの問題は、人間としての尊厳を侵害するものであり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題であることから、男女の人権尊重と平等意識の浸透を図り、 その根絶に向けた努力を続ける必要があります。

> 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク (内閣府男女共同参画局制定)

#### (1) 女性に対する暴力根絶についての認識の浸透

配偶者等からの暴力、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力を根絶するためには、それが重大な人権侵害であり、犯罪にも該当する決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要であることから、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)などのあらゆる機会において、男女の人権の尊重について啓発活動を行います。

<u>これらの暴力に加え</u>,性別による差別的取扱いなどについても、決して許されないものであるとの認識や法律の趣旨、内容について出前講座などを通じ、理解の促進を図ります。

また、若年層では親や先生に相談しない場合が多く、問題が潜在化しているため、若いうちからDV被害者の危険性に対する理解を深めることが重要であり、平成26年10月に策定した第2次旭川市DV防止基本計画に基づき、研修会の実施や広報活動の強化などにより若年層に向けたデートDVの予防啓発を行います。

なお、啓発に当たっては、配偶者等からの暴力や<u>性暴力、</u>ストーカー行為などは、被害者が関係機関に相談することについて大きな抵抗感を持つことが多く、二次被害をもたらすなどの点について留意するとともに、特に、相談に当たる関係職員については、女性の人権に配慮した対応ができるよう、研修等の充実を図ります。

#### (2) 配偶者等からの暴力被害者の支援

第2次旭川市DV防止基本計画に基づき,関係機関や相談窓口間の連携を強化するとともに,「配偶者暴力相談支援センター」(平成22年4月設置)の機能を活用し,相談や安全確保,自立に向けた支援など,<u>男女を問わず配偶者等から暴力を受けた</u>被害者や同伴する子に総合的な支援を行うように努めます。<u>併せて,</u>配偶者等からの暴力に関する民間団体等の活動を支援することにより,被害者の支援の充実を図ります。また,性暴力,セクシュアル・ハラスメント,ストーカー行為などの被害者についても,本人の意向を確認しながら,警察や関係機関等の窓口への付き添いや適切な窓口へつなぐなどの支援を行います。

#### (3) メディア等における男女の人権への配慮

男女共同参画の視点から、市の発行する広報・出版物が守るべき、性の商品化や女 性蔑視及び固定的性別役割分担意識に基づく表現の是正を含めたガイドライン(運用 指針)により、職員の理解促進を図ります。

人権の尊重及び男女共同参画の理念に配慮した放送・出版等への理解を深めるため、メディア等に対し、積極的な情報提供を行います。

#### 目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成するためには、あらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、共に責任を担いながら多様な意見を反映させることが重要です。

我が国の人間開発指数(HDI)<sup>2</sup>は、187か国中17位(国連開発計画「人間開発報告書2014」)であるのに比べて、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたジェンダー・ギャップ指数(GGGI)<sup>3</sup>が、145か国中101位(世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2015」)と極めて不十分な状況です(14学表1参照)。

男女共同参画社会基本法においては、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施の責務を負うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置(ポジティブ・アクション) $^4$ が含まれています。本市も条例第21条で審議会等の附属機関委員の男女比率に配慮するものとしており、女性の割合が平成13年26.0%から平成17年32.0%に上昇しました。その後、平成20年29.0%に一旦低下し、平成22年30.9%となり、近年は33%前後で推移しています(15%図3参照)が、今後とも全庁的な取組を継続していく必要があります。

そして、現在、さらなる指導的地位への女性の参画促進に向けて、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、社会全体で女性活躍の動きが拡大し始めています。

ライフスタイルの変化などに伴い,男女が共に家族としての責任を担うとともに,社会がこれを支援できるような,多様性に対応できる体制の充実が求められています。

近年、農業分野において女性の経営参画が進んできていますが、農業が基幹産業である本市において、女性がその貢献に見合う評価を受け、家庭、仕事、地域において、対等なパートナーとして位置付けられ、男性と共に経営や多様な活動に参画できる環境づくりは、一層必要とされています。

こうしたことから、女性の登用促進や人材育成を行うとともに、就労の場や地域で女性が能力を発揮できる環境を整え、家庭・職場・地域社会などあらゆる分野において男女共同参画を促進する必要があります。

<sup>2</sup> 人間開発指数(HDI):「長寿を全うできる健康的な生活」,「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の三つの側面を測定した指数。具体的には,平均寿命,教育水準(識字率及び就学率),調整済み1人当たり国内総生産を用いて算出している。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>ジェンダー・ギャップ指数(GGGI):経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから各国内の男女間の格差を測る指数。具体的には,経済分野:労働人口,所得,管理職,専門職の男女比,教育分野:識字率,初中高等教育への進学率の男女比,政治分野:議会議員,大臣職の人数の男女比,保険分野:出生時,平均寿命の男女比を用いて算出している。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 積極的改善措置(ポジティブ・アクション):様々な分野において,活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため,必要な範囲内において,男女のいずれか一方に対し,活動に参画する機会を積極的に提供するものであり,個々の状況に応じて実施していくもの。

#### 基本的方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### 【現状と課題】

2015」より作成)

男女共同参画の実現のためには、女性が男性と共に、個性と能力を発揮し、政治や経済をはじめあらゆる分野に参画するとともに、特に、政策・方針決定の場に共に参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要となっています。

国は、平成15年6月、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を掲げ、取組を進めてきましたが、社会全体で共有されるまでにはいたっていません。しかしながら、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、改めてこの目標を重要と捉え、目標達成に向けて取組を加速させています。

本市においても、公的分野・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を 拡大するために、女性自らも意欲を持って政治的、経済的、社会的な力をつけることに努 めるとともに、そのための教育や学習の環境を充実していくことが重要です。

また、男女共同参画の視点から、様々な施策の立案、市民サービスを実施する必要があり、市職員における女性の職域拡大・登用促進を着実に進めていくことが必要です。

表1 人間開発指数(HDI), ジェンダー・ギャップ指数(GGGI)の国際比較 (資料: HDIは, 国連開発計画「人間開発報告書2014」, GGGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report

	人間開発指数(HDI)		ジェンダーギャップ指数(GGGI)			
順位	国 名	HDI値	順位	国 名	GGGI値	
1	ノルウェー	0.944	1	アイスランド	0.881	
2	オーストラリア	0.933	2	ノルウェー	0.845	
3	スイス	0.917	3	フィンランド	0.837	
4	オランダ	0.915	4	スウェーデン	0.817	
5	アメリカ合衆国	0.914	5	アイルランド	0.803	
6	ドイツ	0.911	6	ルワンダ	0.789	
7	ニュージーランド	0.910	7	フィリピン	0.785	
8	カナダ	0.902	8	スイス	0.785	
9	シンガポール	0.901	9	スロベニア	0.781	
10	デンマーク	0.900	10	ニュージーランド	0.781	
11	アイルランド	0.899	11	ドイツ	0.780	
12	スウェーデン	0.898	12	ニカラグア	0.778	
13	アイスランド	0.895	13	オランダ	0.777	
14	イギリス	0.892	14	デンマーク	0.773	
15	香港	0.891	15	フランス	0.769	
15	韓国	0.891	16	ナミビア	0.759	
17	日本	0.890	17	南アフリカ	0.757	
18	リヒテンシュタイン	0.889	18	イギリス	0.753	
19	イスラエル	0.888	19	ベルギー	0.746	
20	フランス	0.884	20	ラトビア	0.746	
26	イタリア	0.872	28	アメリカ	0.738	
57	ロシア	0.778	30	カナダ	0.733	
91	中国	0.719	41	イタリア	0.744	
135	インド	0.586	101	日本	0.741	
187	ニジェール	0.337	145	イエメン	0.741	

#### (1) 市の附属機関等への女性の参画の促進

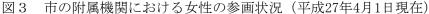
政策や方針決定に女性の意見を反映させるため、市が設置する附属機関<sup>5</sup>、私的諮問機関<sup>6</sup>等において女性の参画の促進に努め、女性委員割合の数値目標を50%と設定し、目標達成に向けて段階的に取り組みます。

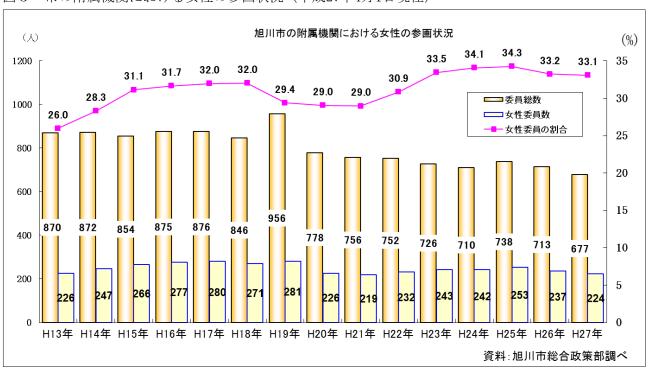
その中で、女性委員の割合が特に低い10%未満の機関がなくなるように、積極的な改善を図ります。

#### (2) 市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実

女性職員の登用促進に当たっては、長期的な視野に立った人材の育成と職域の拡大を図るとともに、男女が対等な立場で仕事を担い合う職場環境づくりや職員研修の充実に努めます。

なお、市職員の管理職における女性の割合については、行政職の管理職に占める女性の割合を、現状値の7.7%(平成27年4月1日現在)から、5年後には15.0%の数値目標を設定し、達成に向けて段階的に取り組みます。





<sup>5</sup>附属機関:地方自治法第138条に基づき,調停,審査,諮問又は調査を行うために設置する法律又は条例に基づく合議制の機関をいう。

<sup>6</sup>私的諮問機関:事業の実施等に当たり市民の意見やニーズの把握を目的とし、会議において出された意見を特定の行政目的を達成する際の参考とするため、要綱等に基づいて運用する懇談会等をいう。

#### 基本的方向2 男女の家庭生活と他の活動との両立支援

#### 【現状と課題】

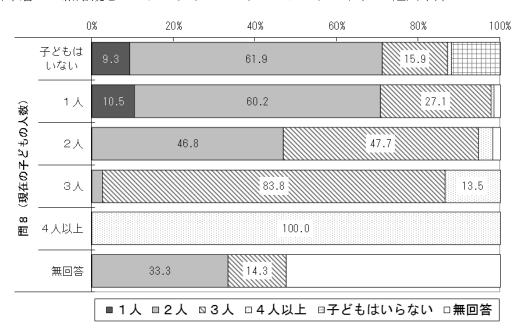
少子化の急速な進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を与えています。また、子どもを産み育てたいと願う人々が多いにもかかわらず、 希望が実現しにくい状況がみられます(図4参照)。

男女共同参画社会の実現のためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の「二者択一構造」を解消し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を実現することが必要不可欠です。一人一人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方の選択を可能とすることが求められています。

このため、国は育児・介護休業法を改正し、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている労働者の短時間勤務の導入など、仕事と家庭の両立支援に努めています。本市においても、子育て支援の各施策を一層充実させ、男女が共に協力して仕事、家事育児を担うことができるよう、仕事と家庭生活の両立支援を進めていかなければなりません。また、ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備を図っていくことも必要です。

長引く不況に加えて、まだまだ男性の育児参加に対する職場等の理解が低いことから、 男性の家事・育児への参画を進めるためにも、長時間労働の削減など現在の働き方改革に 向けた取組などにより、男性の育児休業の取得率の向上を目指すほか、企業における短時 間正社員の導入など公正な処遇が図られた多様な働き方や、育児・介護のための短時間勤 務制度の導入など、仕事と家庭を両立できる就業形態も求められています。

図4 子どもの有無及び人数,理想の子ども人数 (若年層への結婚観とワーク・ライフ・バランスアンケート(2015旭川市))



#### (1) 子育て支援体制の充実

男女が子育てと仕事を両立できるよう地域,企業,行政をはじめ社会全体の子育て 支援体制の充実に必要な関係機関の役割分担を明確にし,ワーク・ライフ・バランス の理解促進を図り,連携して子育てしやすい環境の整備を図ります。

様々な就業形態に対応した、延長保育、夜間保育、休日保育、一時預かり、病児・ 病後児保育など、多様な保育サービスの整備・拡充を図るとともに、良好な保育環境 の整備に努めます。

また、仕事と生活の調和の実現に向け、より一層の取組を進める必要があることから、育児休業制度についての理解の促進を図るとともに、バックアップ体制や職場復帰支援プログラムの先進的な事例紹介など、男女とも育児休業を取得しやすく、復帰しやすい職場環境づくりに努めます。

特に低い水準にとどまっている,男性の育児休業取得率の向上については,まず本市の職員から積極的な取得を目指し,管理職をはじめとする職場研修を実施し,職場において気兼ねなく安心して育児休業を取得できるような環境づくりに努めます。

#### (2) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の生活の安定と向上に努め,経済的・社会的自立を促進するための施 策の充実を図ります。

経済的基盤の弱いひとり親家庭の健康保持のため、医療費の助成を行います。 ひとり親家庭が相談することができる体制を整備します。

#### 基本的方向 3 就労等の場における男女共同参画の促進 【現状と課題】

男女雇用機会均等法により、募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における性別による差別が禁止され、制度的には男女の性別による差別の解消が図られてきましたが、現実には、雇用や賃金などの面での女性に対する厳しい状況や、男女ともに雇用環境が平等でない実態も見受けられます。また、女性の働く権利を侵害し、職場環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントは深刻な問題です。

女性の就業人口も年々増加していますが、長時間労働等の慣行が、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、女性の仕事と生活の両立を難しくしているという課題があります。女性の管理職に占める割合は依然として少なく、雇用形態別においても女性労働者の正規雇用の割合が低い状況にあります(図5参照)。また、就業状況を年齢階級別にみると、30歳代を底とするM字型の曲線(図6参照)になり、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いという特色を示しています。

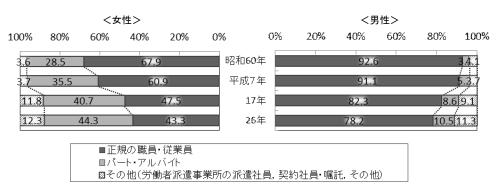
一方で、少子高齢化やグローバル化に対応するためには、企業等における人材の多様性 (ダイバーシティ)を確保することが不可欠であり、本市の持続可能な発展や企業の活性 化という点からも女性の活躍推進が求められている状況にあります。

今後、女性の就労の場への参画と男性の家庭への参画を推進するためには、就労の場に おける男女共同参画を促進し、男女が働きやすい環境づくりのための社会的な条件整備を 進める必要があります。

さらに,近年,就業形態が多様化する中で,パートタイム労働者や派遣労働者等非正規 雇用が増加していますが,これらの労働者に占める女性の割合は圧倒的に多く,正規労働 者との均衡のとれた待遇の確保のため,職務や能力などに応じた適性な労働条件が確保さ れることが求められています。

<u>また、子どもの貧困が深刻化していることが、近年社会問題となっていますが、その背景には、母子家庭の就業において非正規雇用の割合が高いことが要因のひとつとして指摘されています。</u>

図5 雇用者(役員を除く)の雇用形態別構成割合の推移(資料:内閣府「平成27年版男女共同参画白書」)



(備考)1.昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。 2.「世紀の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員(パート・アルバイト及びその他)」の合計値に対する割合。なお、小数点第二位を 四捨五入しているため、内訳の計が100%とならないことがある。

#### (1) 就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保

男女共同参画についての正しい認識がなされ、女性に対して正当な能力評価と登用 を促進するとともに、男女労働者間の格差を解消するためには積極的改善措置が不可 欠であり、事業主に対する取組事例についての情報提供や啓発に努めます。

関係機関と連携しながら「男女雇用機会均等法」をはじめ、「育児・介護休業法」、「パートタイム労働法」など、関係法令の内容の理解促進を図り、男女が安心して働き続けやすい職場環境づくりに努めます。

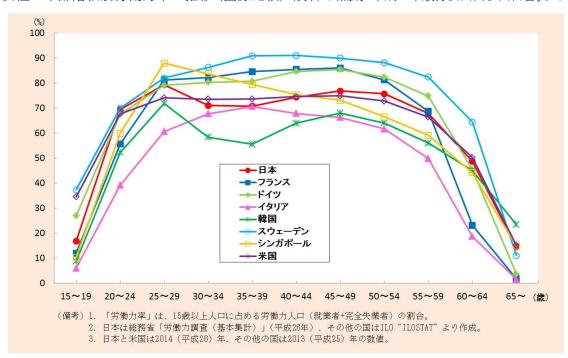
「女性活躍推進法」に基づき,企業・団体の「事業主行動計画」策定・公表などの 取組を支援・促進するとともに、女性登用の重要性について意識啓発に努めます。

中小企業における労働環境の整備について,制度融資により育児・介護休業制度導入や職場環境の改善など,女性が継続就業しやすい職場づくりの促進を図ります。

本市の入札・契約制度において,企業における男女共同参画や子育て支援等の取組 促進を図るため,男女共同参画等を推進する企業を社会貢献企業として登録し,優遇 措置を行います。

セクシュアル・ハラスメント防止を推進するため、相談体制の充実を図ります。 また、庁内においても研修を充実するなど、職員に対する意識の啓発を行います。





#### (2) 農業・商工自営業等従業者の労働環境の整備

農業や商工自営業等に従事する女性は生産や経営において重要な役割を担っていることから、労働時間や健康管理等を考慮した労働条件の向上と、経営能力・技術の向上を図り、経営への参画を促進するため、関係諸団体等に対して啓発に努めます。

市や関係機関が連携しながら、女性農業者が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう、経営者としての資質向上に向けた取組や家族経営協定<sup>7</sup>の普及啓発などを進め、女性の経営参画や社会参画の促進を図ります。

#### (3) 就労機会等の拡大

女性の就労や再就職を促進するため、相談体制や情報提供の充実、職業能力の開発などの就業支援を推進します。

女性による新規創業を促進するため、制度融資に優遇策を設けるなどの新規創業支援を推進します。

新たな就業形態であるテレワーク<sup>®</sup>(在宅勤務等)など、情報通信機器の利活用による就業機会の拡大に向けた取組の充実を図ります。

男女がパートナーとして対等に仕事をするために、職場における研修等の能力開発 が男女平等に保障されるよう働き掛けに努めます。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>家族経営協定:家族農業経営において、女性、後継者等農業に従事する世帯員の個人の地位及び役割を明確化し、世帯員をそれぞれ経営のパートナーとして位置付けるための当事者間の話合いによる取決め。内容は、営農計画の作成、収益の分配、労働時間・休日等就業条件、経営移譲に関する取決め等様々なものがある。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup>テレワーク:情報通信手段を週8時間以上活用する,時間や場所に制約されない働き方をいう。

#### 基本的方向4 家庭や地域における男女共同参画の促進

#### 【現状と課題】

家庭や地域の日常生活においては,「男は仕事,女は家庭」という言葉に代表される男女の固定的な性別役割分担意識から生じる慣習や慣行が依然として根強く残っています。

地域活動は、地域づくりに重要な役割を果たすとともに、活動に参加する個人にとっても、より充実した生活を実現することにつながります。

PTA, 自治会, 青年団体, その他各種地域活動団体の実質的な活動は, 女性が担っているにもかかわらず, リーダーは男性という状況が多く見られることから, 女性がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりが重要です。

また、地域活動に男女が共に参画し、豊かな地域社会づくりを進めるためにも、男女のライフスタイルに関する意識調査に見られる実態(図7-1、7-2参照)を改善し、職業生活と家庭生活、地域生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を進めることが望まれます。

そのため、地域における固定的な役割分担に基づく慣習や慣行を見直し、男女共同参画 の意識を醸成するとともに、男女が共に生き生きと暮らす魅力的な地域づくりを行う必要 があります。

図7-1ワーク・ライフバランスの実現状況

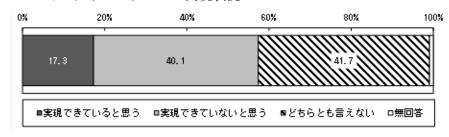
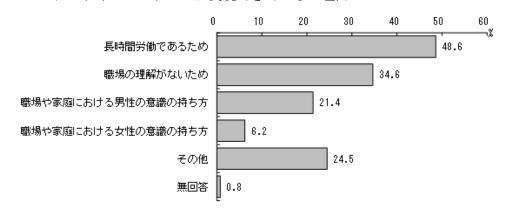


図7-2ワーク・ライフ・バランスが実現できていない理由



(若年層への結婚観とワーク・ライフ・バランスアンケート(2015旭川市))

#### (1) 家庭や地域における活動等の促進

生活に密着した地域活動に、男女がともに参画することの必要性・重要性や女性が リーダーシップを発揮しやすい環境づくりについて啓発するとともに、男女共同参画 推進団体の育成及び活動の内容の発信に対しての支援や、団体間におけるネットワー クの構築に努めます。

自主的な活動の中心となる女性リーダーの養成を図り、また、男女共同参画関係団体等のさまざまな組織における女性の登用促進のための啓発に努めます。

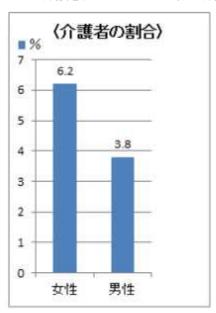
地域活動の活性化のために、「ときわ市民ホール」等の活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。

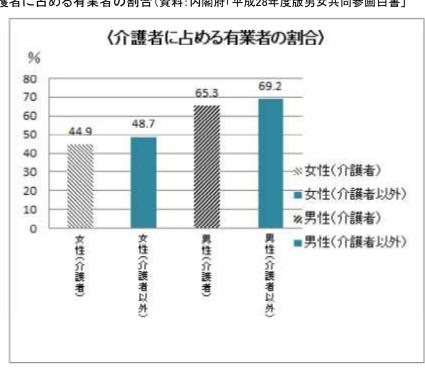
#### (2) 介護の場面における固定的役割分担意識の解消

現在,家庭内における介護の場合の主な介護者は女性の割合が高く,介護の負担が 現実には女性の側に偏っている状況にあります。

このため、介護は女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識を改め、男女双方の役割であることを啓発し、男女が共に介護を担う社会づくりに努めます。

#### 図8 介護を行っている人の割合・介護者に占める有業者の割合(資料:内閣府「平成28年度版男女共同参画白書」





(備考) 総務省

「就業構造基本調査」(平成24年)より作成

#### 目標3 生涯を通じた男女の健康支援

男女共同参画社会の実現のためには、女性が社会のあらゆる分野に参画し、男性と共に 責任を果たすため、様々な分野において、女性の政治的、経済的、社会的な力を強めてい くことが大切であり、そのための環境づくりをより一層進めることが必要です。

女性も男性も、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、男女が対等な関係の下に相手の自己決定を尊重し生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

特に、女性は妊娠や出産など、男性とは異なったライフサイクルもあります。女性がその健康状態に応じて的確に自己決定ができるよう、各ライフステージに応じた課題に対応する体制の整備など、生涯を通じた女性の健康の保持増進が大切です。

男女が、その健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、各ライフステージに対応した自己実現のための環境づくりや健康の維持・増進が重要となります。

また,10代及び20代前半といった若い女性の人工妊娠中絶実施率が高くなってきていることや,近年,低年齢層の性感染症や喫煙,飲酒,薬物使用なども社会問題化しており,これらは自分自身の健康を損なうばかりか,時には次世代への影響も懸念されています。さらに,これらの発生原因となった大人社会にも強く警鐘を打ち鳴らさなければなりません。

#### 基本的方向1 男女の健康の保持・増進

#### 【現状と課題】

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口/開発会議において、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)。」に関し、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを求められました。

また, 高齢社会を迎え, がん, 心臓病, 脳卒中, 糖尿病などの生活習慣病が増加しています。生涯を通じ生きがいをもって豊かな生活を送るためには, どちらか片方に負担がかかることのないように「自分の健康は自分で守る」という意識・姿勢を持つことが必要です。

女性の生涯を通じた健康の保持・増進のため、女性自ら、妊娠・出産などについて主体的に選択し、自己の健康を管理することが大切です。

健康づくりや疾病予防、介護予防への取組を通じて、健康寿命を長く保つための支援も 重要になっています。

特に男性に対しては、女性の妊娠、出産など男性とは異なったライフサイクルへの理解 を求める必要があります。

そこで、女性と男性が生涯を通じ、自分の体についての正しい知識を有し、自らの健康 の維持・管理を行うため、各種検診や相談体制の充実など総合的な取組が求められていま す。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:「性と生殖に関する健康と権利」。妊娠,出産,中絶などに関する女性の健康を 重視し,さらに生む生まないの自己決定権のほか,生涯にわたって女性が自分の健康を主体的に守って生きることをい う。1994年国連の国際人口開発会議で提唱された。

#### (1) 性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進

男女それぞれが健康の大切さを認識し、自身の健康に関心をもって自己管理や性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発や情報提供を行うとともに、心身の健康に関する相談・指導の充実を図ります。

生活習慣病予防のための各種検診を行うなど健康を守るための施策の充実やスポーツ, レクリエーション活動の推進を図ります。

生涯の各ライフステージに応じた、心と身体の健康づくりの支援に努めます。

#### (2) 保健・医療体制の充実

市内の医療機関との連携により、地域の医療水準の向上に努め、市民が健康で安心して暮らせるまちをめざします。

女性の医師・医療技術者の確保や女性専門外来の充実など,女性も受診しやすい医療体制づくりを進めます。

#### 基本的方向2 女性の健康づくりの推進

#### 【現状と課題】

女性にとっては、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、人生の各ステージに対応 した適切な健康の確保が重要ですが、逆にこれらの女性としての特性が、女性の社会参画 に対する阻害要因の一つとされてきました。

出産は個人的な問題であると同時に社会全体の問題でもあることから,妊娠中から育児期における母子の健康保持のため,健康診査や相談を行うとともに,安心して子どもを産み,育てることのできる社会環境の整備が求められています。

さらに,核家族化や都市化の進行によって地域での人間関係の希薄化から,育児不安や 悩みを抱える女性が増えています。

このため、妊娠中から育児に関する講座や指導の実施などの母子保健施策の充実が望まれています。

#### 【施策の方向性】

#### (1) 妊娠・出産期における女性の健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、健康診査・保健指導等による女性の健康支援や 周産期養育者支援のための保健・医療体制の連携、整備を推進します。

不妊に悩む男女が正しく適切な情報をもとに、その対応について自己決定ができるよう、相談・情報提供の充実を図ります。

## 第3章 計画の推進

#### 1 計画の推進状況の公表

本計画に基づく各施策の進行管理を行うため、年次報告書を作成し公表します。

#### 2 旭川市男女共同参画審議会

男女共同参画について幅広い視点からの意見や専門的意見を市の施策に反映させるため、条例に基づき設置された審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

#### 3 推進体制の充実

計画に基づく各施策の推進においては、市役所内において関係部局が連携しながら取組を進めることが必要であることから、庁内組織の「旭川市男女共同参画推進本部」を通じて、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。

また,市役所職員一人一人が男女共同参画の意義を理解し,その視点を業務に活かすことが必要であり,職員研修等を通じて男女共同参画について職員の認識を深めます。

#### 4 男女共同参画推進団体との連携

市民や男女共同参画団体が協力しながら活動展開できるようにするため、情報の提供や活動・交流及びネットワークづくりなどの支援の充実を図ります。

#### 5 国際社会に対応した取組の推進

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国連を中心とした世界各国が連携しながら進めている国際的な取組であり、国は国連加盟国として、「女子差別撤廃条約」を批准し、国際的な男女共同参画の実現に向けて積極的に貢献するとしています。

本市としても、「男女共同参画社会基本法」での国際的協調や、「第2次北海道男女平等参画基本計画」の基本理念に沿って、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」の第9条において国際社会における取組の配慮を掲げており、国際社会に対応した取組の推進に努めます。

# [資料編]

男女共同参画のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
計画中間年見直し版策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
北海道男女平等参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 (
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5

# ●男女共同参画のあゆみ

年		国際		国		旭川市
1945年 (昭和20年)	6月 10月	国連憲章採択 国連発足	11月	衆議院議員選挙法改正 (婦人参政権の付与)		
1946年 (昭和21年)	6月	国連に「婦人の地位委 員会」設置	4月	衆議院議員選挙で女性 議員が39人当選		
1947年 (昭和22年)	2月	第1回国連婦人の地位 委員会(以降,毎年2 月〜3月に年次会合を 開催)	5月	日本国憲法施行		
1972年 (昭和47年)	12月	1975年を国際婦人年 とすることを宣言	7月	勤労福祉婦人法施行		
1975年 (昭和50年)	6月12月	国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 開催 「世界行動計画」採択 国連婦人の十年 ('76-'85)決定	9月	婦人問題企画推進本部 及び推進会議設置 婦人問題担当室設置	4月	大雪婦人会館開館
1976年 (昭和51年)	4月	I L O婦人労働問題担 当室設置	4月6月	育児休業法施行(女子 教員・看護婦・保母 を対象) 民法の一部を改正する 法律施行 (離婚復氏制度)		
1977年 (昭和52年)			1月 10月	国内行動計画策定 国内行動計画前期重点 目標決定 国立婦人教育会館開館		
1978年 (昭和53年)			1月	国内行動計画第1回報 告書発表		
1979年 (昭和54年)	11月 12月	国連婦人の十年エスカップ地域政府間準備会 議(ニューデリー) 開催 女子差別撤廃条約採択				
1980年 (昭和55年)	7月	国際婦人の十年中間年世界会議 (コペンハーゲン) 開催 後半期行動プログラム採択 女性差別撤廃条約署名式	5月6月	国内行動計画第2回報 告書発表 女子差別撤廃条約への 署名決定		
1981年 (昭和56年)	9月	女子差別撤廃条約発効	1月	民法及び家事審判法の 一部を改正する法律施 行(配偶者の法定相続 分引き上げ) 国内行動計画後期重点 目標発表	1月 5月	婦人青少年室設置 旭川市婦人行政連絡会 議設置

年		国連		国		旭川市
1983年 (昭和58年)			12月	婦人少年問題審議会婦 人労働部会「男女雇用 平等法審議」中間報告	4月	旭川市長の私的諮問機 関として旭川市婦人行 政推進懇話会設置
1984年 (昭和59年)	3月	ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議(東京) 開催	3月	アジア太平洋地域 婦人シンポジウム開催		
1985年 (昭和60年)	7月	国連婦人の十年ナイロビ世界会議(ナイロビ)開催婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	1月 6月 6月	国籍法及び戸籍法の一 部を改正する法律施行 国籍の父母両系主義等) 男女雇用機会均等法成 立 女性差別撤廃条約批准		
1986年 (昭和61年)			2月 4月 10月	婦人問題企画推進会議 に替え婦人問題企画推 進有識者会議設置 男女雇用機会均等法施 行 国民年金法等の一部を 改正する法律施行(女 性の年金権の確立)		
1987年 (昭和62年)			5月	西暦2000年に向けての 新国内行動計画策定	3月	旭川市婦人行政の指針 策定
1988年 (昭和63年)					11月	旭川市ときわ市民ホー ル開館
1989年 (平成元年)	12月	1994年を国際家族年と することを採択				
1990年 (平成2年)	5月	ナイロビ将来戦略の実 施に関する第1回見直 しと評価に伴う勧告及 び結論採択				
1991年 (平成3年)	5月	海外経済協力基金 (O ECD)「開発と女性」 配慮のための指針策定	5月	育児休業法成立 西暦2000年に向けての 新国内行動計画第1次 改定		
1992年 (平成4年)			4月 12月	育児休業法施行 婦人問題担当大臣任命		
1993年 (平成5年)			1月 4月 12月	第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催 中学校での家庭科の男 女必修実施 パートタイム労働法施行(6 月成立)		

年		国連		国		旭川市
1994年 (平成6年)	4月9月	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平 洋大臣会議 (ジャカルタ) 開催 国際人口開発会議 (カイ ロ) 開催	4月 6月 7月	高等学校での家庭科の 男女必修実施 男女行動参画室発足 男女共同参画審議会設 置 男女共同参画推進本部 設置		
1995年 (平成7年)	9月	第4回世界女性会議 (北京) 開催 「北京宣言及び行動綱 領」採択	6月	育児休業法(介護休業 制度の法制化)	3月4月	旭川市女性計画懇話会 設置 女性青少年室へ課名変 更
1996年 (平成8年)			12月	男女共同参画2000年プ ラン策定		
1997年 (平成9年)			6月	男女雇用機会均等法改正	3月12月	男女共同参画を目指す 旭川女性プラン策定 機構改革により生活交 流部女性政策課へ課名 変更
1998年 (平成10年)					3月6月	旭川市女性プラン推進 懇話会設置 活動スペース「ハーモ ニー」開設
1999年 (平成11年)			6月	男女共同参画社会基本 法施行		
2000年 (平成12年)	6月	国連特別総会女性2000 年会議(「北京+5」) 開催	12月	男女共同参画基本計画 策定		
2001年 (平成13年)			1月 10月 11月	内閣府男女共同参画 局,男女共同参画会議 設置 配偶者暴力防止法施行 育児・介護休業法一部 改正	11月	機構改革により男女共 同参画推進課に課名変 更
2003年 (平成15年)			7月	第4回,5回女性差別 撤廃条約実施状況報告 審議 次世代育成支援対策推 進法成立	3月8月11月	旭川市男女平等を実現 し男女共同参画を推進 する条例制定 旭川市男女平等を実現 し男女共同参画を推進 する条例による苦情処 理委員設置 旭川市男女共同参画審 議会設置
2004年 (平成16年)			4月 6月	男女共同参画推進本部 決定「女性国家公務員 の採用・登用の拡大等 について」 配偶者暴力防止法改正		

年		国連		国		旭川市
2005年 (平成17年)	2月	第49回国連婦人の地位 委員会(「北京+10」 閣僚級会合)開催	4月 12月	改正育児・介護休業法施行 男女共同参画基本計画 (第2次) 策定 女性の再チャレンジ支援プラン決定		旭川市次世代育成支援 特定事業主行動計画策 定 十画調査審議(全8回) 市長への答申
2006年 (平成18年)			4月 5月 6月 12月	男女共同参画推進本 画審議会で 国の審議のの 事決ける女性委員の 男女性委員の 男女と別事を 一の会議の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	3月	あさひかわ男女共同参 画基本計画2006策定
2007年 (平成19年)			4月 7月 12月	改正男女雇用機会均等 法施行 配偶者暴力防止法改正 ワーク・ライフ・バ・ランス推進官 民トップ会議「仕事と 生活の調和(ワーク・ライフ・ バ・ランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進の ための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)			1月	改正配偶者暴力防止法 施行 同法に基づく基本方針 の改定	5月	機構改革により政策調 整課に「男女共同参画 担当課長」設置
2009年 (平成21年)	8月	国連女子差別撤廃委員 会最終見解発表	4月 12月	男女共同参画シンボル マーク決定 「女性首長大集合!〜 地域・子育て・男女共 同参画〜」開催	10月	旭川市配偶者等からの 暴力防止及び被害者支 援に関する基本計画策 定
2010年 (平成22年)	3月	第54回国連婦人の地位 委員会(「北京+15」 記念会合)開催	4月12月	第3次男女共同参画基 本計画策定に向けて (中間整理)発表 男女共同参画基本計画 (第3次)策定	2月 3月 4月 10月	旭川市次世代育成支援 行動計画前期計画策定 旭川市次世代育成支援 特定事業主行動計画後 期計画策定 旭川市配偶者暴力相談 支援センター開設 あさひかわ男女共同参 画基本計画策定

年		国連		国		旭川市
2011年 (平成23年)	1月	ジェンダー平等と女性 のエンパワーメントの ための国連機関(UN Wo men)発足				
2012年 (平成24年)			6月 7月 8月	「女性活躍促進による 経済活性化」行動計画 策定 「日本再生戦略」閣議 決定 子ども・子育て関連3 法成立		
2013年 (平成25年)	9月	第68回国連総会(ニューヨー ク)開催	2月 5月 6月	若者・女性活躍推進フォーラム開催 「我が国の若者・女性 の活躍推進のための提 言」取りまとめ 「日本再興戦略」閣議決 定	3月	旭川市次世代育成支援 行動計画後期計画策定
2014年(平成26年)	3月	第58回国連婦人の地位 委員会開催(「自然災 害におけるジェンダー 平等と女性のエンパワ ーメント」決議)	4月 6月 9月	次世代育成支援対策推 進法有効期限の10年間 延長決定 「『日本再興戦略』改 訂2014」閣議決定 女性活躍担当大臣設置 女性が輝く社会に向け た国際シンポジウム開 催		第2次旭川市配偶者等 からの暴力防止及び被 害者支援に関する基本 計画策定
2015年 (平成27年)	3月	第58回国連婦人の地位 委員会(「北京+20」)開 催	8月	女性活躍推進法成立 女性が輝く社会に向け た国際シンポジウム開 催	3月4月	旭川市子ども・子育て プラン策定 あさひかわ男女共同参 画シンボルマーク決定 第2次旭川市次世代育 成支援特定事業主行動 計画前期計画策定
2016年 (平成28年)			4月	女性活躍推進法施行	4月月	旭川市特定事業主行動 計画策定 旭川市男女共同参画基 本計画中間見直し版策 定

# ●計画中間見直しの経過

年月日	会 議 等	内 容					
平成27年 4月23日	庁内推進体制(推進本部幹事会 <sup>※1</sup> , 推進本部会議 <sup>※2</sup> )への通知	・計画中間年見直しの検討について (見直し検討の考え方・見直し検討の ポイント・見直し検討のスケジュール)					
平成27年 4月28日	平成27年度第1回審議会※3	同上					
平成27年 5月12日	庁内関係部局への点検依頼	・計画中間年の見直し検討に係る点検					
平成27年 7月23日	男女共同参画推進団体情報交換会	・計画中間年見直しの検討について (見直し検討の考え方・見直し検討の ポイント・見直し検討のスケジュール)					
平成27年9月2日	男女共同参画推進団体への意見照会	・計画中間年見直し案について					
平成27年10月13日	平成27年度第2回審議会	・計画中間年見直し案について(諮問)					
平成27年12月21日	平成27年度第3回審議会	・計画中間見直し案について					
平成28年 1月25日	平成27年度第2回推進本部幹事会	同上					
平成28年 2月 5日	平成27年度第2回推進本部会議	同上					
平成28年 3月29日	平成27年度第4回審議会開催	・計画中間年見直し案について(答申)					
平成28年 4月25日~ 5月25日 中間年見直し案に対する意見提出手続の実施							
平成28年 月 日 計画中間年見直し版の決定							

- ※1 旭川市男女共同参画推進本部幹事会:推進本部内に設置し課長職で構成。
- ※2 旭川市男女共同参画推進本部:副市長を本部長とし部長職で構成。本市における男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るために設置。
- ※3 旭川市男女共同参画審議会:男女共同参画の推進について幅広い視点からの意見や専門的意見を市の施策に反映させるために設置する附属機関。

平成15年3月27日 旭川市条例第8号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第14条)
- 第2章 基本的施策(第15条-第24条)
- 第3章 男女共同参画苦情処理委員(第25条-第27条)
- 第4章 男女共同参画審議会(第28条-第31条)
- 第5章 雑則(第32条)

附則

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきました。

しかしながら、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントや差別的取扱いなどの人権侵害あるいは性別による固定的な役割分担等とこれを反映した制度や慣行が、依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

旭川市においても、配偶者等からの暴力に悩む市民がいることや市民の意識に男女間の不平等感があるなど男女の人権が尊重され、男女平等が実現しているとはいえない状況が見られます。

一方、社会経済情勢は、少子高齢化の進展をはじめとして急速に変化しており、これに対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成は、重要な課題となっています。

このような認識に立ち、男女共同参画社会の形成に向けて、職場、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が、互いに協力して男女共同参画の推進に積極的に取 り組んでいかなければなりません。

ここに,男女共同参画の考え方を確認するとともに,男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより,男女平等を実現し男女共同参画を推進するため,この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務 を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、 当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等を実現し男女共同参画を推進することを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
  - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
  - (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、 当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応

により当該者に不利益を与えることをいう。

(4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為 (精神的な苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)又はセクシュアル・ハラスメントを受けることな く、ともに一人の自立した個人としての尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性 別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることを の他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割 分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、 男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女 の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなけ ればならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者に おける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければ ならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(教育及び学習における男女共同参画への配慮)

第7条 男女共同参画の推進に当たっては、教育及び学習の果たす役割が重要であることを考慮し、 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配 慮されなければならない。

(性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮)

第8条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、対等な関係の下に、互いに性に関して理解し、 及び個人の意思が尊重され、並びに女性が、生涯にわたって、性及び生殖に関して健康な生活を送 ることができるように配慮されなければならない。

(国際社会における取組の配慮)

第9条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女 共同参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行われなければならない。

(市の責務)

- 第10条 市は、第3条から前条までに定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との緊密な連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自

ら積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第13条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為を行ってはならない。
- 2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを行って はならない。

(情報を公衆に表示する際の留意)

第14条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させる表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

- 第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ計画的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 男女の人権の尊重に関する事項
  - (3) 男女共同参画の普及啓発に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、旭川市男女共同参画審議会の意見を 聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第16条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深める措置)

第17条 市は、社会のあらゆる分野において、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報の提供、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者に対する支援)

第18条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関し行う活動を支援するため、情報の提供、 人材の育成、拠点施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

(事業者に対する報告の求め)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するため の調査について、報告を求めることができる。

(附属機関における積極的改善措置)

第21条 市長は、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。)の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、積極的改善措置を講ずることにより、当該附属機関の委員の男女比率に配慮するものとする。ただし、法令(他の条例を含む。)の規定により委員の構成が定められている場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(推進体制の整備)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な推進体制を整備 するものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第24条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況 について報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(設置)

- 第25条 市長は、市民及び事業者からの男女共同参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、旭川市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。
  - (1) 男女共同参画に係る市の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
  - (2) 男女共同参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
  - (3) 第1号の苦情に係る市の施策について、関係する市の機関に対し、資料の提出及び説明を求め、並びに意見を述べること。
  - (4) 第2号の申出について、関係者に対し、資料の提出及び説明を求め、並びに改善の要望を行うこと。

(苦情等の申出)

第26条 市民及び事業者は、男女共同参画に係る市の施策についての苦情及び男女共同参画を阻害 すると認めるものについて、苦情処理委員に申し出ることができる。

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、規則で定める。 第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第28条 男女共同参画の推進に関する基本的事項を調査審議させるため,旭川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第29条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 基本計画に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的事項
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。 (組織等)
- 第30条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市長が適当と認めた者
  - (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者
- 2 委員総数に対する男性比率及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成15年8月1日から施行する。

平成13年3月30日公布北海道条例 第6号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画(第8条)

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策 (第9条一第17条)

第3節 道民等からの申出(第18条)

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員(第19条一第22条)

第4章 北海道男女平等参画審議会(第23条-第31条)

附則

(前文)

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に 向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動 して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる 扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の 差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において 依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重 しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会 の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内におい

て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、 当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応 により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等 参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

- 第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女平等参画の推進 に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。 (性別による権利侵害の禁止)
- 第7条 何人も,職場,学校,地域,家庭その他の社会のあらゆる分野において,性別を理由として 直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も,職場,学校,地域,家庭その他の社会のあらゆる分野において,セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も,職場,学校,地域,家庭その他の社会のあらゆる分野において,男女平等参画を阻害する暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等

参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱
  - 二 男女の人権の尊重に関する事項
  - 三 男女平等参画の普及啓発に関する事項
  - 四 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう 必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴か なければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び 事業者(以下「道民等」という。)の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあ らゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

- 第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進 体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

- 第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

- 第19条 知事は,道民等からの男女平等参画に関する申出について,次に掲げる事務を行わせるため,北海道男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くものとする。
  - 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
  - 二 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
  - 三 第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

- 第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。
- 2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - 一 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

- 第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。 (委員)
- 第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる 者については、委員の総数の10分の4以内とする。
  - 一 学識経験のある者
  - 二 男女平等参画に関係する団体の役職員
  - 三 事業者を代表する者
  - 四 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
  - 五 公募に応じた者
- 2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 4 委員は,再任されることができる。 (会長及び副会長)
- 第27条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第28条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (特別委員)
- 第29条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 (専門部会)
- 第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。 (会長への委任)
- 第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号 同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条-第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方,少子高齢化の進展,国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で,男女が,互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い,性別にかかわりなく,その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は,緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ,男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け,社会のあらゆる分野において,男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに,男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し,将来に向かって国,地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため,この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において, 男女のいずれか一方に対し,当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な 役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことによ り、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制 度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は,第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり,男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し,及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に 準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務 を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。) を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか,男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議

の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女 共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう 適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による 差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように 努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所堂事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか,内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ,男女共同参画社会の形成 の促進に関する基本的な方針,基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係 各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な 事項は、政令で定める。
- 附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項,第十四条第三項,第二十三条,第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

## (委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長,委員 その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は,当該会長,委員その他の職員の任 期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず,その日に満了する。
- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、 別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄 (禁行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

## 目次

第一章 総則 (第一条 — 第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条 — 第十四条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条 — 第二十五条)

第五章 雑則 (第二十六条 — 第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条 — 第三十四条)

附則

# 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

## (基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本 人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則 (次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍 の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。 (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業 生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境 の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるととも に、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなけれ ばならない。

# 第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ 一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」と いう。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画) を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策について の計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

- 第一節 事業主行動計画策定指針
- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定 する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主 行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めな ければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したとき は、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融 公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物 件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における 活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事 業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施 するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を 実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

- 第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解 を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。 (情報の収集、整理及び提供)
- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として 加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の 連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連 携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に ついて協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(政令への委任)

- 第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。 第六章 罰則
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十八条第四項の規定に違反した者
  - 二 第二十四条の規定に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定 (同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力 を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕

1981年(昭和56年)9月発効 1985年(昭和60年)6月批准

この条約の締約国は,

国際連合憲章が基本的人権,人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し,

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的,社会的,文化的,市民的及び政治的権利の享有 について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し,

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を 考慮し.

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に 留意し、

しかしながら,これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し,

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が 男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるもので あり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役 立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては,女子が食糧,健康,教育,雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し,

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信 し、

アパルトへイト, あらゆる形態の人種主義, 人種差別, 植民地主義, 新植民地主義, 侵略, 外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し,

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展,世界の福祉及び理想とする平和は,あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し,

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の 社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出

産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく,子の養育には男女及び社会全体が共に責任 を負うことが必要であることを認識し,

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の 達成に必要であることを認識し,

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子 に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して, 次のとおり協定した。

#### 第1部

## 第1条

この条約の適用上,「女子に対する差別」とは,性に基づく区別,排除又は制限であつて,政治的, 経済的,社会的,文化的,市民的その他のいかなる分野においても,女子(婚姻をしているかいない かを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し,享有し又は行使することを 害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

## 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべて の適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。) をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所 その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保す ること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人,団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律,規則,慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して 男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的とし て、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この 条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等 な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の 目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

## 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な

措置(立法を含む。)をとる。

#### 第2部

## 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な 措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される 資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及び すべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と 平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導,修学の機会及び資格証書の取得の ための同一の条件。このような平等は,就学前教育,普通教育,技術教育,専門教育及び高等技 術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程,同一の試験,同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設 及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃 を,この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより,また,特に, 教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に,男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

## 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。) についての権利

- (c) 職業を自由に選択する権利,昇進,雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習,上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬 (手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働 の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に,退職,失業,傷病,障害,老齢その他の労働不能の場合における社会保障) についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。) についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な 労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁 を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益 の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために 必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより 奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討する ものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

# 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の 経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

## 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な 役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子 に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス (家族計画に関する情報,カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び

教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために,自助的集団及び協同組合を 組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並 びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に,住居,衛生,電力及び水の供給,運輸並びに通信に関する条件)を享 受する権利

## 第4部

## 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力 を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女 子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子 を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利 及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行 使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る 同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録 所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

## 第5部

# 第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十

分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約 国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、 委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、 その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会 の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

# 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

## 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

## 第20条

- 1 委員会は,第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催 する。

## 第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、

締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

## 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、 代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条 約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部

# 第23条

この条約のいかなる規定も,次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

# 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日 に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、 その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務 総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効 力を生ずる。

## 第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

## 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 「あさひかわ男女共同参画基本計画」 中間見直し版(案) (平成28年度~32年度)

発行年月 平成28年(2016年) 月 発 行 旭川市総合政策部政策調整課 〒070-8525 旭川市6条通9丁目 TEL 0166-25-5358 FAX 0166-23-8217

http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/seisakuchosei/

※ 表紙の「あさひかわ男女共同参画シンボルマーク」は、平成26年度「あさひかわ男女共同参画シンボルマーク」の一般公募で、最優秀賞に選ばれた市内在住の三井ヤスシさんの作品です。

「ASAHIKAWA」の「WA」と「和」をかけ、笑顔の男女が手をつないで協力して参画していくイメージを形にしています。「W」の下の「A」は、川の街・旭川にちなんで川の流れ(と川に架かる橋)を表現しています。